

大原グラウンド ホッケー場再整備事業

発注仕様書

令和6年10月

いすみ市

目次

第1 基本事項・・・・・・・・・・ 1

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 発注仕様書の位置付け・・・・・・・・・・ 1
3. 基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2 要求事項・・・・・・・・・・ 2

1. ホッケー場人工芝張替・・・・・・・・・・ 2
2. フィールド両端半円部分人工芝新設・・・・・・・・・・ 2
3. クラブハウス改修・・・・・・・・・・ 2
4. ホッケー場囲いネット張替え
5. その他事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3 実施業務・・・・・・・・・・ 4

1. 設計業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 施工業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 工事監理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4 その他・・・・・・・・・・ 8

別紙 資料1 リスク分担表・・・・・・・・・・別紙ー1

別紙 資料2 各種業務に係る提出書類・・・・・・・・・・別紙ー3

別紙 資料3 設計業務に係る成果物・・・・・・・・・・別紙ー5

別紙 資料4 現場説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙ー6

第1 基本事項

1. 目的

いすみ市（以下「本市」という。）には、平成20年度に整備された県内唯一の公認ホッケー場がある。施工後、約16年が経過し、人工芝の劣化も随所に見られてきており、人工芝張替えの再整備を行うとともに、フィールド半円部分を新規に人工芝としホッケーなどの練習場として利便性を高め、スポーツ競技の振興を図る。なお、経年劣化が進むクラブハウスについても、トイレの拡張及び内装、外装改修をこの再整備と併せて一体的に行いたいと考える。

2. 発注仕様書の位置付け

本発注仕様書（以下「本書」という。）は、本市が発注する大原グラウンド ホッケー場再整備事業（以下「本事業」という。）の実施にあたって、本事業の選定事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務仕様を示すものであり、募集要項と一体のものである。

なお、事業者が提出した技術提案書については、本事業における基本設計図書の骨子として、本書とともに設計図書の一部として取り扱う。また、本書に記載されていない事項についても、本事業を実施するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

3. 基本情報

(1) 事業名

大原グラウンド ホッケー場再整備事業

(2) 事業対象施設

いすみ市大原グラウンド（いすみ市大原 6546 番地 1 ほか）

敷地条件 都市計画区域内 第一種住居地域 第一種中高層住居専用地域

(3) 事業スケジュール

仮契約締結 令和7年1月末

契約効力発生 令和7年3月（議会可決後）

事業期間 令和7年4月1日から令和8年3月18日まで

施工開始 令和7年9月1日（グラウンド使用停止日）以降

(4) 発注方法

設計施工一括発注方式

第2 要求事項

本事業における要求事項を記載する。

なお、本事業の実施にあたって必要とされる関係法令・条例及び適用基準等を遵守し、最新のものを参照すること。

1. ホッケー場人工芝張替（現況概ね 7,075 m²）

- (1) 既存人工芝 撤去・運搬・処分
- (2) 不陸修正
- (3) 人工芝張替舗装
 - ・人工芝のタイプ サンドドレスト人工芝
 - ・人工芝の素材 ポリエチレン
 - ・パイルの高さ 18 mm以上
 - ・インフィル材 砂 充填率 60~70%
 - ・クッション層素材 EPP 発砲ポリウレタンまたは PE 発泡ポリエチレン
 - ・リサイクル可能素材であること
 - ・6人制コートライン2面分を追加で敷設すること
 - ・日本ホッケー協会の基準に準拠したものであること
- (4) 日本ホッケー協会公認の手続きを行うこと

2. フィールド両端半円部分人工芝新設（面積概ね 2,430 m²）

- (1) 基面整正・路盤工・基礎工
- (2) 人工芝の新設舗装
 - ・人工芝のタイプ 砂入り人工芝
 - ・素材 ポリエチレン
 - ・パイルの高さ 18 mm以上
 - ・インフィル材 砂 充填率 50~70%
 - ・リサイクル可能素材であること

3. クラブハウス改修（軽量鉄骨造一部木造平屋建て 187.26 m²）

- (1) 建築基準法による確認申請が不要な範囲で、設備更新や建物の延命化改修を基本とする。
- (2) クラブハウスの必要諸室構成は、ミーティングルーム・倉庫・更衣室（男・女）・トイレ（男・女・バリアフリー）とする。
- (3) トイレ構成は「男性トイレ：洋式便器3、小便器4、手洗い3・女性トイレ：洋式便器4、手洗い4」に更新し、掃除用具入れ等を確保すること。
- (4) 男子小便器及び手洗いは全て自動水栓とし、トイレトペーパーホルダーに盗難防止措置を施したものとすること
- (5) バリアフリートイレを車椅子利用者への対応の他、オストメイト等に対応した機能とすること。
- (6) 照明設備は、全てLEDに更新し、トイレ照明は人感センサー式とすること。
- (7) サッシ等は、現地調査にて確認の上、開閉不良箇所の修繕を基本とすること。
- (8) アスベスト含有建材については、撤去することを基本とし、撤去が困難な場合は、飛散防止対策等の必要な措置を施すこと。

4. ホッケー場囲いネット張替え

現況：防球ネット H 5.0m×L 88.0m

防護ネット H 1.5m×L 246.0m

- (1) 支柱は延命処置を施すことで、既存の物を使用することを可とする。
- (2) ネットは耐久性の高いものとする。

5. その他事項

- (1) 安全確保に必要な不良箇所の修復。
- (2) 要求事項以外で、本事業対象施設内において、総事業費範囲内で施設価値を高める提案を求める。

第3 実施業務

1. 設計業務

(1) 手続き及び手順

設計業務は、次に示す手続き及び手順により行い、業務実施に当たっては、本市及び関係官公署の指導等に従うものとする。

- ア 業務に先立ち、業務着手届等、必要書類を提出し、本市の承諾を受けること。
- イ 当該敷地及び近隣の状況等の事前調査を実施すること。
- ウ 詳細な設計において、実施設計図及び積算書等を作成すること。
- エ 本市と十分に協議を行いながら業務を実施し、業務の進捗状況に応じて、適宜、本市に中間報告を行う。また、関係官公署への申請及び届出に係る必要な協議・手続き等については、事前に本市の確認を受けた上で行うこと。
- オ 本市及び各関係官公署との打合せ事項を記録し、文書で本市に提出すること。
- カ 本市が近隣住民に対する事業概要説明を実施する場合、資料作成に協力すること。
- キ 設計完了後に本書に適合しない箇所及び設計内容に瑕疵が発見された時は、本市と協議の上、事業者の責任において設計図書の修補を行うこと。

(2) 設計図書の作成

- ア 設計図書は、別紙資料4「設計業務に係る成果物」によることとする。
- イ 設計図は、本書の内容によらないものについては、必要な事項を設計図に記載する。
- ウ 設計図等の用紙、縮尺、表現方法、タイトル及び整理法は、本市の指示によるものとし、設計図は、順序良く作図し、一連の整理番号を付ける。

(3) 調査業務

- ア 事業者は、事業開始に先立ち、必要となる現地調査等を行い、調査内容については、予め本市に報告すること。調査に係る一切の費用は、事業者の負担とし、現地調査の結果等については、本市に報告し、設計図書に反映すること。
- イ 周辺地域において、工事に起因する損害が懸念される場合は、事前調査を行うこと。なお、工事完了後等の調査において、損害の発生が確認された場合は、適切にその対策を講じること。調査、損害対策に係る一切の費用は、原則、事業者の負担とする。

(4) 実施設計

事業者は、本市と十分に打合せを行い、以下の業務を履行すること。

- ア 基本資料の作成
 - 法令調査、敷地調査等を行い、実施設計の基礎となる現況図等を作成すること。
- イ 実施設計図書の作成
 - 本書、基本資料及び技術提案書等に基づき、実施設計図書を作成すること。なお、事業者の責任において作成するものとし、図面には建築士法に基づき記名すること。
- ウ 工事費内訳書等の作成
 - 実施設計図書に基づき、積算数量計算書、施工費内訳書等を作成すること。
- エ 工事の実施に必要な各種申請業務
 - 工事の実施に必要な手続きは、事前協議を含めて事業者が全て行い、必要な各種申請・検査における手数料等は、事業者の負担とする。なお、所轄の消防署担当課と事前協議の上、工事中の消防計画が必要であれば作成し提出すること。

(5) その他

ア 業務着手時に必要な書類

別紙資料 3「各種業務に係る提出書類」に掲げる設計に関わる書類のうち、契約後速やかに提出が必要な書類を、本市に提出すること。

イ 業務完了時に提出すべき書類

別紙資料 4「設計業務に係る成果物」に掲げる書類一式を、本市に提出すること。

2. 施工業務

事業者は、実施設計が完了後、本市の指示を受けてから施工に着手すること。

但し、設計業務の完了前であっても、やむを得ず着手する必要がある場合には、本市の承諾を受けた箇所については、施工業務着手届を提出して、本事業の施工に着手することができる。

(1) 基本的事項

ア 本事業に際しては、事前に発注仕様書等の契約関係図書及び以下の点に留意して、施工計画を作成し、工事監理者の承諾を受けること。

イ 工事で使用した又は工事用車両の通過により舗装等を傷めた部分については、原則として、本市の検査を受ける日までに現状復旧すること。

ウ 工事の支障となる既存施設又は樹木等は、本市と協議の上、撤去することができる。なお、撤去した部分は、原則として、現状復旧すること。

エ 無理のない工事工程を立案し、必要に応じて、近隣住民に周知することにより、作業時間等に関する了解を得ること。

オ 工事に際しては、安全管理に徹底するとともに、近隣住民への影響を最小限に留めること。

(2) 着手前業務

ア 工事に先立ち、必要書類を提出し、本市の承諾を受けること。

イ 工事に先立ち、当該敷地、近隣の状況等の事前調査を十分に実施すること。

ウ 工事に先立ち、労働基準監督署、警察署等への必要な申請及び届出を行うこと。なお、関係官公署等の検査等が必要となる場合は、事業者は、本市の指示により立会うこと。

エ 本事業の施工に先立ち、製作図、施工図、計算書等を作成し、本市の承諾を得ること。

オ 工事に関するデータを（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録（契約時、変更時、竣工時）し、登録済みの受領書の写しを本市に提出すること。

カ 工事着手前、必要に応じ、近隣住民等に対する工事説明を行うこと。

キ その他工事の着手時に、必要な手続き等を行うこと。

(3) 施工期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、実施設計図書及び施工計画等に従い、業務を遂行すること。

ア 必要書類を提出する場合、工事監理者の確認を得た上で、本市に提出すること。

イ 工事の実施に当たり、建設業法に基づく適正な技術者等を選任して配置し、工事管理を行うこと。また、本市が要請した時は、技術者等は、工事施工の事前説明及び報告、施工状況を説明すること。

ウ 障害物及び地下埋設物等がある場合は、速やかに本市と協議し、指示を仰ぐこと。

エ 既存道路等を損傷した場合は、事業者の責任で補修すること。

- オ 施工期間中の月報を作成し、工事監理者の確認を得た上で、提出すること。
- カ 本施設受渡し後に本書に適合しない箇所及び設計・施工内容に瑕疵が発見された時は、本市と協議の上、事業者の責任において必要な処置を行うこと。
- キ 工事用電力については、付近東電柱より引き込み使用することとし、この場合の設置費及び使用料は全て請負者の負担とする。
- ク 工事用水については、敷地内の水道を有償にて利用できるものとする。
- ケ 工事に支障のある屋外埋設管や舗装、樹木その他の撤去・移動を行う場合は、本市と協議の上、原則として、現状復旧すること。
- コ 施工に伴う振動、騒音を最小限にするために、工事内容に応じて、低振動・低騒音の機材を使用すること。
- サ 塵埃等の飛散防止のために、必要に応じて、適切に防護シート等を使用すること。
- シ 周辺地域の交通や通行人への安全上の配慮として、必要に応じ交通誘導員を適切に配置すること。
- ス 近隣住民や通行車両に対し、危険のないよう注意の上、施工を行うこと。また、工事に必要な安全対策を講じること。
- セ 工事により、近隣住民、建物及び進入道路等に損害（騒音、振動、塵埃等を含む。）を与えた場合には、事業者において措置し、経過及び結果を本市に報告すること。
- ソ 工事中、必要に応じ、近隣住民等に対する工事説明を行うこと。

(4) 竣工時業務

- ア 工事完了後、速やかに内部検査を行い、本市に工事完成を通知すること。
- イ 本市の検査に必要な手続きを、工事工程に支障がないよう実施すること。
- ウ 事業者は、工事完了までに関係法令に基づく検査を受けること。また、本事業が完了したことを確認するために、本市の検査を受け、合格した上で、引渡しを行うこと。
- エ 事業者は、別紙資料 3「各種業務に係る提出書類」に掲げる施工業務に関わる書類を提出し、本市の承諾を受けること。

3. 工事監理業務

事業者は、本市と十分に打合せを行い、業務を履行すること。

(1) 基本的事項

- ア 本事業の対象工事の工事監理を行うこと。
- イ 業務開始後速やかに、業務着手届等、必要書類を提出し、本市の承諾を受けること。
- ウ 工事に係る全ての書類、図書が本書及び契約書等に定めるとおりであるか審査を行うこと。
- エ 工事を安全かつ円滑に進めるため、工事施工者等への指導及び監督、関連工事の連絡調整、工事現場の安全衛生管理を行うこと。また、工事監理者は、現場事務所への常駐を義務付けるものではないが、不測の事態に備えて請負者等へその所在及び連絡先を常時明らかにしておくこと。
- オ 工事現場からの協議・質問等には、基本的にその日のうち（24 時間以内）に回答するワンデーレスポンスの実施により、工事現場の手待ちを無くし、安全で効率的（時間的・経済的）な施工の実現を目指すこと。
- カ 工事工程を常に把握し、工程に異常が認められた場合は、直ちに本市に報告すること。工事監理月報の様式は任意とし、本市に対し定期的かつ具体的な報告をすること。また、本市の指示或

いは承諾等が必要で、かつ予め想定し得る事項については、速やかに本市へ連絡すること。

キ 工事施工者等より提出される各種承諾図及び施工図、各種試験成績書及びこれに類する工事関係必要書類については、十分精査の上、必要に応じて直ちに提示できるよう整備し、管理しておくこと。

ク 検査に際しては、工事施工者等より提出される工事記録写真の精査及び出来高率の算定等の準備を行い、かつ検査時には必ず立会うものとする。

(2) 工事監理の実施内容

ア 工事監理方針の説明等（工事監理方針の説明、工事監理方法変更の場合の協議）。

イ 設計図書の内容の把握等（設計図書の内容の把握、質疑書の検討）。

ウ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告（施工図等の検討及び報告、工事材料・設備機器等の検討及び報告）。

エ 工事と設計図書との照合・確認の作業及び結果報告等（工事が設計図書の内容に適合しないと疑いがある場合の破壊検査）。

オ 工程表の検討及び報告。

カ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告。

キ 工事と本書及び契約書等との照合、確認及び報告等（本書及び契約書等に定められた指示、検査等）。

ク 関係機関の検査の立会い等。

ケ 業務報告書の提出。

コ 設計業務において作成した実施設計書に対する出来高設計書の作成。

第4 その他

(1) 施工期間の遵守

現場での施工期間を最小限に抑え、近隣住民等への負担が軽減できるよう努めること。

(2) 契約締結後の提出資料

事業者は、別紙資料3「各種業務に係る提出書類」に掲げる契約締結後に関わる書類を、速やかに、本市に提出すること。

(3) 火災保険等

事業者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等に火災保険、建設工事保険その他の保険を付すものとする。

なお、保険期間は、仮設工事を含む施工業務の着手日から令和8年3月18日までとする。

(4) 危険負担

本事業における契約金額の増加等の負担は、別紙資料1「リスク分担表」による。

(5) 選定内容を履行できなかった場合の措置

事業者は、本書及び一次審査並びに二次審査の提案書類（以下「技術提案」という。）に基づき本事業を行う。事業者の責により本書及び技術提案を満たす工事が行われない場合、本市は事業者に対し、設計業務、施工業務及び工事監理業務について再度の実施を求めるとともに、契約金額の減額や損害賠償の請求等を行うことがある。詳細は、別添資料「資料5 契約書（案）」で示す。

(6) 資料貸与

本事業の設計業務及び施工業務を行うに当たり、資料が必要な場合貸与する。取扱いには十分注意すること。

事業者が、貸与した資料の内容を用いることを妨げない。ただし、竣工年が古いため、提供できる資料が限定されており、現地調査において現状を確認し、その使用に当たって、事前に内容を十分確認するとともに、使用に関する一切の責任を負うものとする。

(7) 著作権等

ア 成果物等の公表等

事業者は、本市の承諾を得ずに、技術提案及び設計図書等の成果物を第三者に譲渡、貸与又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

イ 著作権の譲渡

事業者は、本事業における成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡すること。

ウ 著作権の侵害の防止

事業者は、作成した成果物が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを保証すること。

エ 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工法等を使用する時は、その権利を損なってはならず、また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(8) 監督職員

本市は、別添資料「資料5 契約書（案）」に基づき、監督職員として総括監督職員、主任監督職員

及び監督職員を置く。

(9) 手続き等について

本事業に関する事務の取扱いについては、募集要項、発注仕様書及び契約書による他、いすみ市建設工事等契約事務取扱実施規程による。また、各業務における検査については、いすみ市建設工事検査要綱に基づいて行う。

(10) 補助金関係に係る支援

本事業が会見検査及び補助金等の対象事業等となった場合、事業者は本市の要請に基づき、図面の作成等、必要書類の支援を行うこと。

別紙 資料1 リスク分担表

【共通】

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		備考	
			本市	事業者		
公募手続きリスク	1	公募資料の誤り	○			
	2	本市の帰責事由により事業者と契約が締結できない場合	○			
	3	事業者の帰責事由により本市と契約が締結できない場合		○		
制度関連リスク	法令変更リスク	4	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		
		5	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	
		6	消費税率が変更されたことによる費用の増加	△	○	消費税率変更に際して、変更契約で一部本市の負担となる場合もある。本市の規定に準拠する。
	許認可の取得	7	本事業の実施に当たって、事業者が取得すべき許認可の遅延等による費用の増加		○	計画に係る認定、判定、計画通知の取得等も含む。
社会リスク	住民等の要望活動	8	本市の提示条件や本事業を実施することそのものに対する地域住民の要望活動・訴訟等に起因する費用の増加等	○		
	環境の保全	9	事業者が行う業務に関する地域住民等の要望活動・訴訟等に起因する費用の増加等		○	
		10	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○	
	第三者賠償	11	事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害（事業者の帰責事由により、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合も含む）		○	
経済リスク	物価の変動	12	設計・施工段階の物価変動	○	△	物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合、一定調整する。（本市の規定に準拠する）
債務不履行リスク	本事業の中止・延期	13	本市の指示、市議会の不承認等による本工事の中止・延期	○		予算案の不通過や政策変更等によるものを指す。
		14	上記以外の事由による本事業の中止・延期（不可抗力リスクを除く）		○	
	構成員に関するリスク	15	事業者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し本事業の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
不可抗力リスク		16	暴風・豪風・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒擾・騒乱・暴動その他の人為的な現象による本施設の損害。但し、自然災害に関しては、計画段階で想定している範囲のものは除く。	○	△	修復を行う場合、修復費用につき事業者が一部を負担する。

【設計・工事段階】

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		備考
			本市	事業者	
計画・設計リスク	各種調査リスク	17	本市が提示した現況図等が本施設の形状と著しく異なっていた場合	○	
		18	事業者が実施した各種調査等に不備があった場合		○
		19	事業者が実施した調査の結果、本施設の構造等に当初想定できなかつた重大な欠陥が発見された場合	○	
	設計リスク	20	本市が提示した設計に関する与条件又は発注仕様書の内容に不備があった場合	○	
		21	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	設計変更リスク	22	本市の指示により、発注仕様書と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や設計・施工費等の増加	○	
23		事業者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・施工費等の増加		○	
工事リスク	工事完了の遅延	24	本市の指示、変更等、本市の帰責事由により、契約期日までに本事業が完了しない場合	○	
		25	事業者の帰責事由により、契約期日までに本事業が完了しない場合		○
		26	不可抗力により、契約期日までに本事業が完了しない場合	○	△
	施工費増減	27	本市の指示、変更等、本市の帰責事由による施工費の増加	○	
		28	事業者の帰責事由による施工費の増加		○
		29	工事中に発見された隠蔽部分の補修による施工費の増加	○	
		30	不可抗力による施工費の増加	○	△
	騒音・振動等の発生	31	事業者が工事を実施する際に生じた騒音・振動等によって近隣住民の生活や健康に著しい影響を与えた場合		○
	発注仕様書等未達	32	本事業の実施中や本施設の検査等において、発注仕様書と技術提案書の不履行や施工不良部分が発見された場合		○

○：リスクが顕在化した場合に、原則として負担を負う。

△：リスクが顕在化した場合の負担が原則として主負担者に比べて小さい又は限定的に負担を負う。

別紙 資料2 各種業務に係る提出書類

【契約締結後】

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
契約金額内訳書	1		技術提案内容を反映したもの
予定工程表（全体）	1	1	設計業務着手から各種業務完了までの全体予定工程表
配置予定技術者通知書	1	1	管理技術者、設計担当者、工事監理者、現場代理人、監理技術者等
経歴書、資格証、修了証、雇用3ヶ月	1		
組織表・緊急連絡表	1		設計業務着手時、施工業務着工時等、追加及び変更が生じた場合は、遅滞なく再提出すること

【設計業務】

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務着手届（設計）	1		
工程表（設計）	1	1	
管理技術者選任通知書	1		経歴書等を含む
業務計画書（設計）	1		
調査報告書	1		各種調査（地質調査及び周辺家屋調査（事前・事後））ごとにチューブファイルに綴じ、電子データを付して提出すること
進捗状況報告書	1		前月末日時点における設計業務の進捗状況を提出すること
成果物納品書（設計）	1		関連書類ごとにチューブファイルに綴じ、電子データを付した上、ふた付きハードコンテナに収納して提出すること
完了届（設計）	1		

【施工業務】

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
施工費内訳書	1		
建設工事保険等		1	
着手届（施工）	1		
工程表（施工業務全体）	1	1	
主任技術者等選任通知書	1		経歴書等を含む
工事カルテ登録内容確認書（工事実績）	1		契約時の他、変更時及び竣工時にも提出すること
下請契約等の通知書・変更通知	1		追加及び変更が生じた場合は遅滞なく提出すること
施工体系図・施工体制台帳	1		
建設業退職金共済証紙関係書類	(1)	(1)	購入状況報告書等は複写を提出すること
主要資材発注調書	1		
施工計画書（総合）	1		施工業務の全般的な計画書とすること
施工計画書（工種別）	1		必要に応じて提出すること
関係官公署届出申請書類一覧表	1	1	
実施工程表	1	1	
施工図	1		
工事月報	1		
長期休暇連絡書	1	1	年未年始、GW、夏季休暇前に提出すること。
建設副産物処理関係書類	1		

工事請負契約に係る産業廃棄物処理表	1		
建設リサイクル法関係書類	1		当該法令関係書類の他、COBRIS 関係書類を対象とする
出来形検査願	1		
発生材調書	1		
納品書・材料検収簿	1		

【工事監理業務】

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務着手届（工事監理）	1		
工程表（工事監理）	1	1	
工事監理者選任通知書	1		経歴書等を含む
業務計画書（工事監理）	1		
工事監理月報	1		
出来高設計書	1		
完了届（工事監理）	1		本市が行う施工業務の完成検査に合格後、提出すること

【施工業務完了後】

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
工事完成通知書	1		
完成図書一式	1		関連書類ごとにチューブファイルに綴じ、電子データを付した上、ふた付きハードコンテナに収納して提出すること
電子納品（CD-ROM）	3		竣工図、工事写真等を対象とする（監督職員と別途協議）
関係官公署届出申請書類	(1)	(1)	各種申請書は複写を提出すること
取扱説明書及び保証書	1	2	
鍵引継書	1		
工事目的物引渡申出書	1		本市が行う施工業務の検査に合格後、提出すること

※提出書類の様式については、原則として、千葉県ホームページ「県発注営繕工事関連提出書類一覧」に掲載された様式を使用することとするが、掲載されていない様式については任意の様式とする。

※その他、本市の求めに応じて書類を作成し提出すること。

※書類提出時は、打合記録簿を付して提出すること。

別紙 資料3 設計業務に係る成果物

実施設計図書

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
設計図・平面図・標準断面図・詳細図	1	3	他に電子媒体に保存して1部納品
積算数量計算書	1	1	他に電子媒体に保存して1部納品
参考見積書（メーカー3社見積り）	1	1	
見積比較表	1	1	
内訳書・代価表	1	1	
法令調査報告書	1	1	
各種調査報告書	1	2	
協議記録（関係官公署他）	1	1	
打合記録簿（監督職員）	1	1	
各種技術資料・検討記録	1	1	
実施設計説明書	1	1	
完成予想図	1	2	
その他本市指示するもの	—	—	

※図面の原紙は、原則としてA1サイズとし、チューブファイルに綴じること

※複写は、設計図を除き、A4版のファイルにて提出とする。

※内訳書の様式については、事前に本市の確認を得ること。その他の様式等については、任意とする。

別紙 資料4 現場説明書

1.	事業名	大原グラウンド ホッケー場再整備事業
2.	事業場所	千葉県いすみ市大原 6546 番地 1 ほか
3.	事業期間	本事業の契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 18 日 (水) まで
4.	関連工事	別途関連工事がある場合は、工程管理、安全管理、品質管理等、関連工事業者と十分協議・調整の上、施工すること。 本工事で設置する仮設足場については、関連工事業者に対し無償で使用させること。 その他関連工事：なし
5.	近隣関係	工事中は、工事現場周囲の状況を十分把握し、近隣住民・一般通行者・通行車両等に対し、危険が及ばないように、また、迷惑がかからないように十分注意を払い、施工すること。 なお、工事進入道路は本市と協議の上で決定するものとし、工事車両の進入等に際しては、交通整理員等を適切に配置し、必要に応じて安全対策を講じること。 工事により近隣住民、建物及び進入道路等に損害（騒音、振動、塵埃等）を与えた場合には、事業者において措置し、経過及び結果を報告すること。 周辺道路等は、常に清掃を行い、場内についても散水等の防塵対策を講じること。 現場着手に先立ち、周辺隣接者の家屋及び井戸水等について、将来予測される工事に起因する損害に対する事前調査を行うこと。また、工事完了後に事後調査を行い、損害の発生が確認された場合は、適切にその対策を講じること。
6.	作業時間	作業時間は午前 8 時から午後 5 時まで（但し、騒音、振動等を伴う作業については、近隣を考慮した時間帯とする。）とし、昼休み（正午から午後 1 時）、日曜、祝日、夜間及び早朝の作業を原則として禁止し、週休 2 日（4 週 8 休）に努めること。 また、作業時間については、近隣住民、関連工事業者と協議し、本市の承諾を得ること。 なお、工事中やむを得ない事情等が生じた場合は、本市と協議すること。
7.	下請業者及び資材の購入	工事の一部を下請けに出す場合、工事資材の購入及び借上げについては、特段の理由がない限り、地場中小企業及び地場企業製品を積極的に活用すること。
8.	建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度の趣旨を十分理解の上、諸手続きを行うこと。 対象労働者及び就労日数の的確な把握を行い、証紙の必要枚数を購入し、対象労働者へ配布するとともに、受払簿を整理すること。 施工業務の着手後 1 ヶ月以内及び工事完成通知書の提出時に、発注者用掛金収納書を報告書に添付し、提出すること。
9.	技術者等	当該建設工事に係る下請契約金額の総額が 8,000 万円以上となる工事を請け負った特定建設業者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者で、登録講習（又は指定講習）を受講した者を工事現場に専任で置くこと。 建設業法に基づく施工管理体制台帳及び施工体系図を整備し、その写しを本市に提出すること。また、施工体系図は、当該工事現場の関係者及び市民の見やすい場所に掲示すること。 契約金額が 500 万円以上となる工事は、当該工事に関するデータを契約時、変更時、竣工時の各時点において、工事实績情報システム（CORINS）に基づき工事カルテを作成し、本市の確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に 10 日以内（土・日・祝日を除く）に登録し、登録内容確認書を本市に提出すること。
10.	安全管理	事業者は、労働安全衛生法第 30 条第 1 項に基づく特定元方事業者として当該現場の関連工事業者を含めて、労働災害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、同法第 30 条第 2 項に基づき、統括安全衛生管理義務者に指名するので、労働基準監督署へ届け出ること。 事業者は、関連工事業者を含め建設公害の防止、火災予防、安全性の確保、環境衛生及び風紀面の規律等の教育・遵守を厳しく行うこと。 仮囲いは、高さ 1.8m 以上の鋼製フラットパネルを基本とする。 工事用車両、資材の搬出入の出入口は、原則として 1 箇所とし、本市の指示する位置を基本とする。 また、付近道路の路上駐車は一切禁止する。 外部足場の養生シートは、ネット状シート張りを基本とする。なお、解体時においては、防音シート張りを基本とする。

	<p>工事現場には、工事標示板、建設業許可票、労災保険関係成立票の他、必要に応じて建退共加入者証の掲示板等を掲示すること。</p> <p>資材や産廃荷卸しのための揚重機を設置する場合は、揚重機周りに専任の監視員を配置すること。</p>
11. 施工	<p>工業用水の利用については、節水対策を講じること。</p> <p>外装の色調に関しては、事前にカラーシミュレーションを3案程度提出すること。</p> <p>本工事において、関係法令及び条例等に該当する事項がある場合は、怠ることなく許可、届出及び手続き等を行うこと。</p> <p>本工事で使用した敷地内道路について、本市がアスファルト舗装復旧が必要と判断し指示した場合は、その部分の復旧を行うこと。</p> <p>本工事により発生する産業廃棄物（汚泥、解体材、残材、残土等）は、工事に先立ち、速やかに処理計画書を本市に提出し、事業者の責任において適法に処理し、不法投棄をしないこと。また、本市の処理施設には持ち込まないこと。</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、コンクリート、アスファルト及び木材等は、リサイクル化に努めること。</p> <p>工事の記録（写真撮影）は、「営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」により行うこと。</p> <p>建設機械については、近隣住民の生活環境の保全を図るため、低騒音型建設機械の使用に努めること。</p> <p>なお、当該建設機械を使用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成9年7月31日建設省告示第1536号）」による機種及び規格のものとし、施工計画書での記載及び指定ラベルが確認できる工事写真を提出すること。</p> <p>残土処分が構外指定処理の場合の処分先は、別途本市に確認すること。</p> <p>事業者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。</p>
12. 過積載・不法無線局設置防止	<p>工事用資機材（残土含む）の過積載をしないこと。</p> <p>過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>資材等の過積載を防止するため、資材の購入に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害しないこと。</p> <p>さし枠の装置又は物品積載装置の不法改造をしたダンプカー等が工事現場に出入りしないようにすること。</p> <p>土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>テレビ・電話・無線局等へ電波障害を起こす不法無線局（電波法に基づく免許を受けずに開設される無線局）を設置したダンプカー等が工事現場に出入りしないようにすること。また、ダンプカー等に無線局を設置する場合は、電波法に基づく免許を受けるよう指導すること。</p> <p>下請契約の相手方又は資材業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものに請け負わせないこと。また、資材を納入させないこと。</p> <p>①～⑦までのことについては、下請契約における受注者を指導すること。</p>
13. 事業打合簿	<p>各種業務打合せは、事業者において作成した各種業務工程表に基づき、定例で開催する。なお、開催日時については後日決定する。</p> <p>各種業務において月報及び打合せ議事録を作成し、月報については、翌月10日以内に本市に提出すること。</p>
14. その他	<p>本工事に携わる業者において建設協力会を設置し、円滑な施工及び市民の苦情等に速やかに対処できる体制を検討すること。</p> <p>事業者は、契約不適合について、契約不適合責任期間内に本事業の契約約款に基づき適正に対処すること。</p>